

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病虫害発生予報第 1 号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 6 年病虫害発生予報第 1 号

令和 5 年 (2024 年) 3 月 23 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は高く、降水量は多く、日照時間は少ない見込み。

作物名	病虫害名	時期	発生量	作物名	病虫害名	時期	発生量
ムギ	赤かび病	やや早	平年並	ナシ	黒星病	早	やや多
タマネギ	べと病	－	平年並	チャ	カンザワハダニ	－	平年並

A. ムギの病害

1. 赤かび病

予報内容 発生時期：やや早
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 現在のところ、ムギの生育は早く、出穂時期は、やや早いと予想される。
(2) 3 か月予報 (3 月 20 日発表) では、向こう 3 か月の気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 小麦 (「びわほなみ」を除く) は、開花始め～開花期に農薬を散布する。
(2) 二条大麦は、穂揃い 10 日後頃に農薬を散布する。
(3) 小麦 (「びわほなみ」) および六条大麦は、赤かび病に弱いことから、開花始め～開花期とその 7～10 日後頃に農薬を合計 2 回散布する。
(4) 農薬散布後に降雨が続く場合は、雨のやみ間を見て追加防除を行う。
(5) 今後の発生予察情報に注意すること。

B. 野菜（露地）の病害

1. タマネギ：べと病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- （１）ほ場での発生量は平年並。
- （２）気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）前年発生があったほ場や、例年発生が認められるほ場では、特に注意して発生状況を確認する。
- （２）越年り病株や、症状が激しい二次感染株の発生を認めた場合、速やかに発病株を抜き取り、ほ場からの持ち出しを徹底する。
- （３）発病株の抜き取り後は、治療効果のある薬剤で早急に防除を実施する。
- （４）本病の発生が認められない場合でも、孢子飛散による感染を防ぐため、感染前の予防散布を徹底する。
- （５）ほ場に水が溜まると、発病を助長するため、排水対策を徹底する。

C. 果樹の病害

1. ナシ：黒星病

予報内容 発生時期：早

発生量：やや多

予報の根拠

- （１）ナシの生育は早い。
- （２）前年の発生量は平年並。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）花芽基部に病斑を確認したら、花そうごと切除し、園外に持ち出して処分する。
- （２）発芽前および重点防除期である開花直前、満開７～１０日後に薬剤を散布する。
- （３）耐性菌が生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

D. チャの害虫

1. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- （１）ほ場での発生量は平年並。
- （２）気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）発生園では、春整枝終了後に防除を行う。
- （２）一番茶摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意し、薬剤を散布する。

防除対策（耕種的防除や薬剤防除など）については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516

TEL 0748-46-6160・4926

FAX 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。